

社会保障・税一体改革に関する各省ヒアリング資料

平成23年12月

農林水産副大臣 岩本 司

1 エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）について

2 消費税

1 エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）について

「地球温暖化対策のための税」の導入については、「地球温暖化対策」として重要な役割を占める「森林吸収源対策」にも使える税とすることが必要不可欠。

毎年毎年、検討課題として先送りするのではなく、この機会に実現することを強く要請したい。

- 地球温暖化防止に向け、森林吸収源として最大限の貢献を果たしていくべき林業は、採算性が厳しく、このままでは、必要な森林整備が行えない状況。
- そこで、本年7月に森林・林業基本計画を閣議決定し、林業の採算性の向上に取り組んでいくこととしたところ。
- 特に、採算性向上のカギとなるのが路網整備の加速化。これには追加的財源が必要であり、森林吸収源対策の実施により恩恵を受けるCO₂排出側からの一定の負担が必要。

(参考)

京都議定書の温室効果ガス削減6%のうち3.8%を森林吸収源で確保
国際約束の達成に必要な間伐の実行 56万ha (H24)
路網整備の加速化 1.3万km/年 (H23) → 2.4万km/年

2 消費税

消費税の見直しについては、農林漁業者や食品製造・流通業者の大半が免税、あるいは簡易課税の対象であるなど、農林漁業、食品産業等の実態を踏まえて、実務的に混乱なく円滑に対応できるものとしていくことが必要。

(参考)

農林漁業者に占める免税事業と見込まれる者	90%程度	簡易課税対象と見込まれる者	8%程度
食品製造・流通業者に占める免税事業と見込まれる者	45%程度	簡易課税対象と見込まれる者	39%程度